# 省　令

**農林水産省**
**○国土交通省令第一号**
**環境省**

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十三号）の施行に伴い、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第六十二条の十四第二項において準用する景観法（平成十六年法律第百十号）第十一条第三項の規定に基づき、景観行政団体及び景観計画に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年九月四日

農林水産大臣　江藤　拓
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎

景観行政団体及び景観計画に関する省令の一部を改正する省令

景観行政団体及び景観計画に関する省令（平成十六年農林水産省国土交通省環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （住民等による提案）<br>**第四条**　法第十一条第三項の規定により計画提案を行おうとする者は、氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地。次条及び第六条において同じ。）を記載した提案書に次に掲げる図書を添えて、これらを景観行政団体に提出しなければならない。<br>一　景観計画の素案<br>二　法第十一条第三項の同意を得たことを証する書類<br>（一体型事業実施主体等による提案）<br>**第五条**　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第六十二条の十四第二項において準用する法第十一条第三項の規定により計画提案を行おうとする者は、氏名及び住所を記載した提案書に次に掲げる図書を添えて、これらを景観行政団体に提出しなければならない。 | （住民等による提案）<br>**第四条**　法第十一条第三項の規定により計画提案を行おうとする者は、氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地。次条において同じ。）を記載した提案書に次に掲げる図書を添えて、これらを景観行政団体に提出しなければならない。<br>一　景観計画の素案<br>二　法第十一条第三項の同意を得たことを証する書類<br>（新設） |

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 一　景観計画の素案<br>二　都市再生特別措置法第六十二条の十四第二項において準用する法第十一条第三項の同意を得たことを証する書類<br>（特定住宅整備事業を行おうとする者による提案）<br>**第六条**　都市再生特別措置法第八十七条第二項において準用する法第十一条第三項の規定により計画提案を行おうとする者は、氏名及び住所を記載した提案書に次に掲げる図書を添えて、これらを景観行政団体に提出しなければならない。<br>一　景観計画の素案<br>二　別記様式による特定住宅整備事業（都市再生特別措置法第八十六条第一項に規定する特定住宅整備事業をいう。次号において同じ。）に関する計画書<br>三　特定住宅整備事業に関する次に掲げる図書<br>イ　方位、道路及び目標となる地物並びに事業区域を表示した付近見取図<br>ロ　縮尺、方位、事業区域、敷地の境界線及び敷地内における住宅の位置を表示した事業区域内に建築する住宅の配置図<br>ハ　縮尺、方位及び間取りを表示した建築する住宅の各階平面図<br>ニ　縮尺を表示した建築する住宅の二面以上の立面図<br>四　都市再生特別措置法第八十七条第二項において準用する法第十一条第三項の同意を得たことを証する書類<br>**第七条**　（略）<br>別記様式（第六条関係）　（略） | （特定住宅整備事業を行おうとする者による提案）<br>**第五条**　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第八十七条第二項において準用する法第十一条第三項の規定により計画提案を行おうとする者は、氏名及び住所を記載した提案書に次に掲げる図書を添えて、これらを景観行政団体に提出しなければならない。<br>一　景観計画の素案<br>二　別記様式による特定住宅整備事業（都市再生特別措置法第八十六条第一項に規定する特定住宅整備事業をいう。次号において同じ。）に関する計画書<br>三　特定住宅整備事業に関する次に掲げる図書<br>イ　方位、道路及び目標となる地物並びに事業区域を表示した付近見取図<br>ロ　縮尺、方位、事業区域、敷地の境界線及び敷地内における住宅の位置を表示した事業区域内に建築する住宅の配置図<br>ハ　縮尺、方位及び間取りを表示した建築する住宅の各階平面図<br>ニ　縮尺を表示した建築する住宅の二面以上の立面図<br>四　都市再生特別措置法第八十七条第二項において準用する法第十一条第三項の同意を得たことを証する書類<br>**第六条**　（略）<br>別記様式（第五条関係）　（略） |

**附　則**

この省令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年九月七日）から施行する。